

全日本モーターサイクルクラブ連盟 [総則]

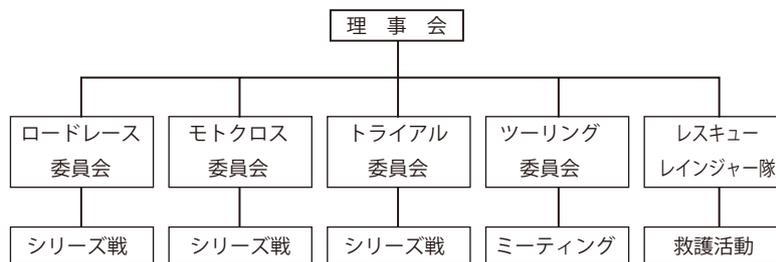
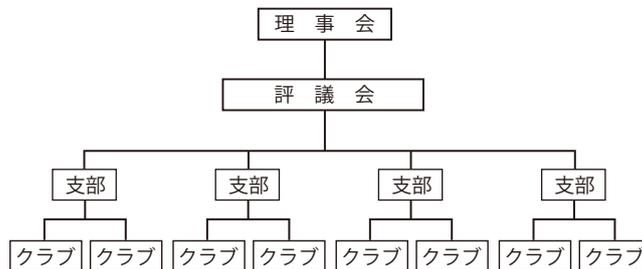
OFFICIAL RULE BOOK

< MCFAJ の活動 >

昭和 33 年「第 1 回全日本モーターサイクルクラブマンレース大会」が浅間高原自動車テストコースで開催された大会前夜の 8 月 23 日、全国のアマチュアクラブ結集と統一をはかるため設立準備を進めてきた全日本モーターサイクルクラブ連盟 (Motorcycle Club Federation of All Jpan) は、浅間高原北軽井沢公会堂で設立大会が行われ、正式発足しました。その時加入したクラブは約 55 クラブ、会員総数約 3000 名に及び、それから今日まで幾多の困難な場面に遭遇しながらも、終始アマチュア精神という根底を崩さずにスポーツマンスピリッツを築き上げてまいりました。

そして現在、ロードレース、モトクロス、トライアルなどのモータースポーツイベントを開催する一方、ツーリング、ミーティング等で人々との交流を深め、またレスキューレインジャー隊を結成し、救護活動にも力を入れています。

< 組織図 >



MCFAJ 本部 :

- 1) 支部より毎年評議員を選出し、12 月の全国評議員会議に於いて理事を選出。
- 2) 理事会の互選により、理事長を選出する。副理事長、監事および事務局長は理事会で選出する。
- 3) 事業に対しては、理事会にて各委員長を任命し、それぞれの所管行事を運営する。

MCFAJ 支部 :

支部は各クラブより選出した代表の中から支部長、副支部長、会計を選出して支部活動を行なう。
支部形成は 5 クラブ以上で県単位とし、指導者が揃えば支部設立を許可する。

◎ 連 盟 規 則 ◎

第1条 本連盟の名称

本連盟は全日本モーターサイクルクラブ連盟(M・C・F・A・J)と称する。

第2条 本連盟の目的

本連盟はアマチュアスポーツ精神に則り、モータサイクルクラブの振興と親睦を図り、モーターサイクル運転技術の向上とその知識の普及発展に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟の構成

本連盟は正会員及び賛助会員を以て構成する。正会員は全国各都道府県に存在するモーターサイクルクラブであって、当該地区担当支部加入クラブとし、当該支部なき地区クラブは事務局推奨とする。正会員(クラブ)メンバーは職業選手を除く(職業選手とは日本小型自動車振興会登録選手のことをいう)。賛助会員は本会の趣旨に賛同する団体法人及び個人とする。脱退は任意とする。必要に応じ本部を東京都または近郊に、各都道府県に支部を置くことができる(1クラブ3名以上とする)。

第4条 本連盟の事業

本連盟は第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- ①モトクロス、ロードレース、トライアル等、各種レースの開催及びツーリング。
- ②映画会及び講習会
- ③各メーカーの工場見学
- ④機関誌の発行
- ⑤その他これに関する事業

第5条 本則の変更その他

本則は変更、細則の制定並びにその改廃については評議員会の決議を得るものとする。

第6条 本連盟の役員

- | | |
|-------------|-----|
| ①理事長 | 1名 |
| ②副理事長 | 2名 |
| ③理事(各県支部より) | 1名 |
| ④評議員 | 若干名 |
| ⑤監事 | 1名 |
| ⑥支部長(各県支部に) | 1名 |

第7条 役員を選任

理事は、評議員の中から選出し、理事長、副理事長は理事の互選による。支部長は評議員の中から選出される。評議員は各支部より選出され、1支部5クラブ加盟は2名、10クラブ加盟は3名以上、10クラブ毎に1名増の定員とする。

評議員会が必要と認めた場合は理事を若干名別に選出することができる。選出方法は評議員会の決議による。監事は理事会の推薦による。

第8条 役員の仕事

理事長は連盟を総括代表し、その必要あるときは理事会、評議員会、支部長会を招集し、その議長となる。副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはこれを代理する。

理事は理事会を組織し、会則の変更、事業計画、予算決算、本部及び支部の設置と各委員長の選出、その他理事長の特に必要と定めた次項について審議決定する。

監事は本連盟の会計並びに執行について監査する。

理事会は最高の執行機関であり、理事の過半数出席によって成立し、決議も同じく過半数を以って採決され、運営される。

毎年最終回の理事評議会により経過報告及びスポーツカレンダーの作成をし、年最初の理事支部長会に前年度会計報告を行なう。

第9条 役員の任期

役員の任期は1年とする。再選を妨げない。

第10条 顧問および相談役

本連盟には顧問及び相談役を若干名置くことができる。理事長はこれを委嘱する。

顧問及び相談役は本連盟の運営に関し、理事長の諮問に応ずる。

第11条 事務局

本連盟に事務局を置く。事務局の構成は別に定める。

事務局には事務局長を置く。事務局長は理事長の命をうけて事務局を総括する。

第12条 事務局長の選任

事務局長は理事会の推薦による。

第13条 本連盟の収入

本連盟の経費は会費、事業収入、賛助金を以てこれに充当する。会費は理事会において別途にこれを定める。

第14条 本連盟の運営

理事長は会計年度終了後2ヶ月以内に理事会を開き、本連盟の概況を報告し、収支決算の承認を求め本会員に通知しなくてはならない。

第15条 本連盟会員の規正

本連盟の正会員、賛助会員たるを問わず、本連盟の趣旨目的に反する行為あるときは理事長はこれを懲戒あるいは除名することができる。

本規正の条項は正会員に所属するクラブ員にも準用できる。

第16条 本連盟の解散

本連盟は評議会の決議により解散することができる。

第17条 本連盟の精算

本連盟が解散したときは、理事長がその精算人となる。精算人は本連盟を代表し、精算に必要な一切の行為をする権限をもつ。

本則は昭和46年4月1日より施行する。本連盟の会計年度は毎年11月1日より始まり10月31日までとする。

内容更新：平成24年1月29日